自己負担の免除について

下記に該当する方は、対象の検診・健診費用が無料となります。

○対象となる検診・健診

・がん検診　・健康診査（特定・長寿健診等）・女性のための健康診査

当日受診の際に、下記の証明書類を窓口にご提示ください。

自己負担が免除となる方	受診時に必要な証明書類
70歳以上（昭和30年４月１日以前生まれ）の方	**がん検診受診券**（自己負担額「無料」と記載）
生活保護世帯の方	**生活保護受給者票**
中国残留邦人等の支援給付を受けている方	**支援給付の本人確認証**
市・県民税非課税世帯の方 （課税状況は、申請日時点の世帯単位で確認します。世帯の中で１人でも市・県民税が課税されている場合は、費用免除の対象になりません。）	**大和市検診・健診費用免除証明書** ※事前に申請手続きが必要です。申請方法は下記をご覧ください。 **令和６年度より運用が変更となりました。**

○非課税世帯の方の大和市検診・健診費用免除証明書の申請方法

下記３点の必要書類を用意し、医療健診課に申請してください（窓口、郵送）。

①大和市検診・健診費用免除申請書（ホームページからダウンロードできます）

②本人確認書類（氏名・住所・生年月日が確認できるもの。郵送の場合は写しを提出）

③返信用封筒（送付先を記入し、必要分切手を貼付）

※４月または５月に受診する方で、令和５年１月２日以降に大和市に転入された方は、令和５年１月１日時点で居住していた市町村で発行される課税証明書も必要です。

※６月以降に受診する方で、令和６年１月２日以降に大和市に転入された方は、令和６年１月１日時点で居住していた市町村で発行される課税証明書も必要です。

詳しくは、医療健診課までお問い合わせください。

○子宮がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診の自己負担額が無料となる方

自己負担額免除の対象となる方は、各受診券に自己負担額「無料」と記載されています。
受診当日に受診券をお持ちください。

受診券の再発行について

○がん検診、健康診査（特定・長寿健診等）、骨粗しょう症検診、成人歯科健診の受診券を紛失した場合は、再発行できます

電子申請	市ホームページ＞行政･くらし＞オンラインサービス＞オンライン申請＞e-kanagawa電子申請 （「受診券」と入れて検索して下さい）	
FAX	046（260）1156	氏名・生年月日・住所・日中連絡のつく電話番号を明記し、受診券の再発行をご希望の旨も記載してください。
電話	046（260）5662 平日８時３０分～１７時００分	
はがき	〒242-8601（住所記載不要） 医療健診課　宛	

※生活保護を受給している方、中国残留邦人の支援給付を受けている方の健診（基本健診）には受診券がありません。**生活保護受給者票**または**中国残留邦人等支援給付の本人確認証**をお持ちください。同時にがん検診を受ける場合はがん検診の受診券が必要です。